

八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)について

1 報告趣旨

八王子市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について、現行計画の計画期間終了に伴い、素案をまとめたことから、その内容について報告する。

2 報告内容

(1) 計画(素案)の概要

ア 計画の位置づけ(素案P.4)

(ア) 障害者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」で、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とし、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を定めるもの。

(イ) 障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」で、国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるもの。

(ウ) 障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」で、国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるもの。

イ 計画期間（素案P.6）

令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）

ウ 基本目標と基本方針、基本方針を支える柱（素案P.26～29）

<基本目標>

全ての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定し、充実した自立生活ができるまちづくり

<基本方針>

◎安心して暮らせる地域づくり ～地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備

◎ともに学び、働き、社会参加できる地域社会に ～教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実

◎ともに支えあえる地域社会の実現を ～地域でともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護

<基本方針を支える柱>

柱1：一人ひとりに応じた適切な支援

柱2：地域サービスの充実・地域生活への移行支援

柱3：地域で支え合い、活躍できる環境整備の充実

柱4：インクルーシブ社会の推進

柱5：質の高い生活環境の提供

エ 計画の重点内容

（ア） 基幹相談支援センターを設置し、地域生活への移行と相談体制を強化する。

（イ） 医療機関と連携した医療的ケア児等コーディネーターを配置し、地域における障害児の生活を支援する。

（ウ） 地域の実情を踏まえた農福連携の実施を促進するとともに、農業以外の分野とも連携し、職域の拡大を働きかける。

（エ） 福祉の人材確保と定着支援を図る。

（オ） 発達障害者（児）支援の体制づくりを構築する。

(2) 計画素案及び概要版

別添「八王子市障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画（素案）」及び「八王子市障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画（素案・概要版）」のとおり

(3) パブリックコメントの実施

ア 期 間： 令和5年（2023年）12月15日（金）～令和6年（2024年）1月15日（月）

イ 周知方法： 広報はちおうじ12月15日号、市ホームページ

ウ 閲覧場所： 障害者福祉課、市政資料室、市民部各事務所、各図書館、各市民センター、心身障害者福祉センター、障害者療育センター、市ホームページ など

エ 提出方法： 郵送、FAX、電子メール、障害者福祉課窓口への提出

(4) 今後のスケジュール

令和6年（2024年）1月： 第9回八王子市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 計画策定部会

2月： 第10回八王子市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会 計画策定部会

3月： 公表